

草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想策定検討会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、意見、助言等を求めるため、草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想策定検討会（以下「検討会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討会の委員)

第2条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する事業者を代表する者
- (3) 関係する地域住民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 検討会は、検討会の運営に必要があると認めるときは、アドバイザーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 検討会は、その円滑な運営を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、検討会に付議する事項について、協議または検討を行う。

(庶務)

第8条 検討会および作業部会の庶務は、都市計画部都市地域戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の草津PAと連携した拠点整備基本構想策定検討会開催要綱の規定により市長が委託した検討会の委員については、なお従前の例による。